

入札参加資格審査で地域貢献活動を評価します

福岡県では、競争入札参加資格審査において、地域での社会貢献活動を評価する制度を導入しています。

福岡県が推進する施策への積極的なご協力をお願いするとともに、ご協力いただいた地場事業者の方の評価向上を図ることを目的としています。

地域貢献活動評価項目一覧

番号	評価項目名	事前確認
1	障がい者雇用	不要
2	子育て応援	不要
3	(廃止)	—
4	70歳以上まで働ける企業	必要
5	雇用拡大	必要
6	保護観察対象者等の雇用	必要
7-1	防災協定(風水害協定)	不要
7-2	防災協定(物資供給)	必要
7-3	防災協定(災害廃棄物)	必要
7-4	防災協定(仮設住宅等)	不要
7-5	防災協定(LPガス供給)	不要
8-1	災害時対応(風水害協定)	不要
8-2	災害時対応(物資供給)	必要
8-3	災害時対応(災害廃棄物)	必要
8-4	災害時対応(仮設住宅等)	不要
8-5	災害時対応(LPガス供給)	必要
9	消防団協力	不要
10	口蹄疫等防疫支援	不要
11	飲酒運転撲滅	必要
12	みんなで防犯応援	必要
13	がん対策推進	必要
14	建設業労働災害防止	不要
15	エコ事業所	不要
16	(物品・サービス関係)	—
17	経営革新	必要
18	道路愛護活動	必要

番号	評価項目名	事前確認
19	河川愛護活動	必要
20	(廃止)	—
21	公正な採用選考	不要
22	人権・同和啓発研修	必要
23	(物品・サービス関係)	—
24	(物品・サービス関係)	—
25	建設雇用改善	必要
26	農林漁業応援	必要
27	女性の活躍推進	必要
28	児童養護施設等退所者の雇用	必要
29	県産リサイクル応援	不要
30	暴力団から離脱した者の雇用	必要
31	不当要求防止責任者講習の受講	不要
32	被災者雇用	必要
33	出会い結婚応援	必要
34	健康づくりの推進	必要
35	介護応援	不要
36	働き方改革の推進	必要
37	プラスチックごみ削減協力	不要
38	アスリート雇用	必要
39	事業継続力強化	必要
40	ワンヘルスの推進	必要
41	SDGsの推進	不要
42	まごころアートの普及促進	不要
43	未来子どもチャレンジ応援	必要
44	パートナーシップ構築宣言	必要

事前確認方法・入札参加資格審査の変更点

令和7年4月から、地域貢献活動の事前確認の方法と入札参加資格審査における認定方法が大幅に変更されました。

以下の注意点を必ずご確認ください、手続きに誤りの無いようご注意ください。

変更の概要

変更前（紙の評価申請書を中心とした手続き）

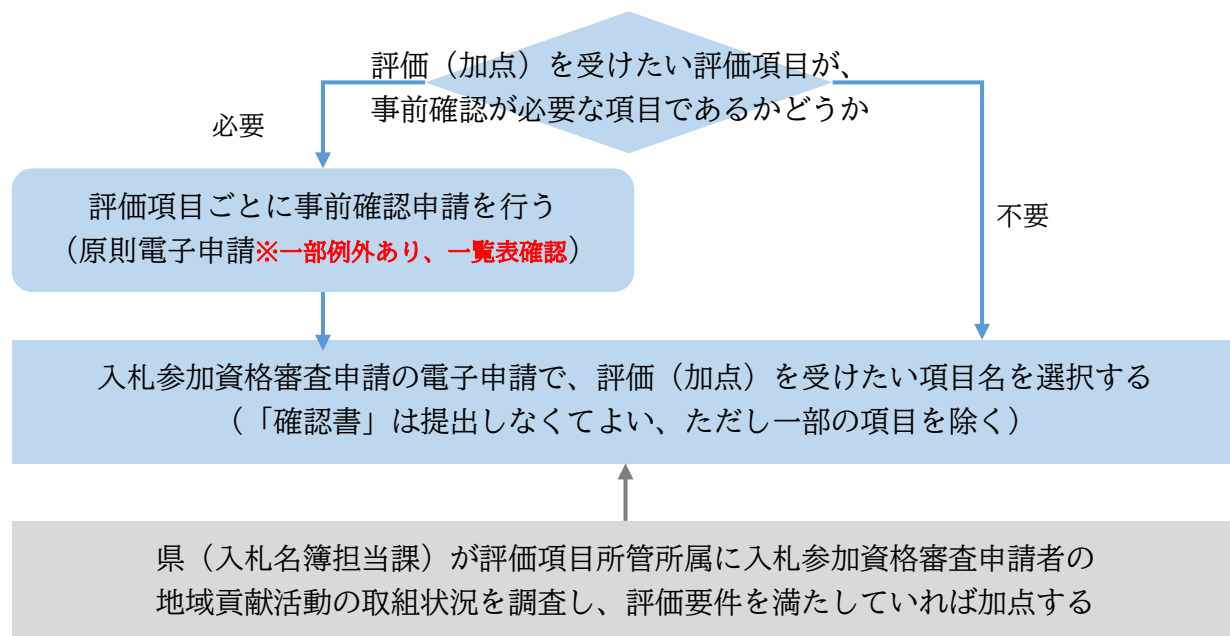
- ①評価機関（評価項目を所管する県の窓口等）に評価申請書を提出
- ②評価機関から確認書（確認印が押印された評価申請書）が発行・返送される
- ③入札参加資格審査申請時に、確認書を添付して提出する
- ④県（入札名簿担当課）が確認書を審査し、地域貢献活動の加点を行う

変更後（紙の申請書を原則廃止し、手続きを簡略化）

- ①事前確認が必要な評価項目は、ふくおか電子申請サービスで評価申請を行う（一部例外あり）
- ①事前確認が不要な評価項目は、評価申請は不要（受け付けません）
- ②入札参加資格審査申請時に、地域貢献活動の加点を受けたい項目名を選択（確認書不要）
- ③県（入札名簿担当課）が評価機関に事業者の取組状況を調査し、地域貢献活動の加点を行う

手続き（地域貢献活動の評価を受けるには）

フローチャート



手続の流れの例

①事前確認の要否を確認する

次の取組を行っている業者の場合

項目名	事前確認の要否
02 子育て応援	不要
18 道路愛護運動	必要
36 働き方改革の推進	必要
41 SDGs の推進	不要

※ 項目別の事前確認の要否については、「地域貢献活動評価項目一覧」または「要覧」をご確認ください。

②評価申請を行う

事前確認が必要な項目（上記の例では「道路愛護活動」と「働き方改革の推進」）については、入札参加資格審査申請の前に、ふくおか電子申請サービスで地域貢献活動評価申請（事前確認）を行ってください。

事前確認が不要な項目（上記の例では「子育て応援」と「SDGs の推進」）は登録証の交付を受けているなど項目ごとの評価要件を満たしていれば評価（加点）されます。

- ・事前確認は、原則として、ふくおか電子申請サービスで申請してください。
- ・申請後、審査が完了すると「審査完了」のメールが自動送信されます。
- ・申請に不備があった場合は、メールや電話で連絡がありますので、速やかに対応してください。

ふくおか電子申請サービスの申請ページの見本

地域貢献活動評価申請【18】道路愛護活動

地域貢献活動評価項目 18番「道路愛護活動」の事前確認申請

※ 印は必須項目です。必ずご記入ください。
▲ 文字を変換するときに、● 環境依存文字は使用することはできませんので、ご注意ください。
▲ ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。
▲ 60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

申請者の基本情報

[1] 競争入札参加資格者名簿の種類 ※ (2個まで選択可能)

建設工事

物品・サービス

[2] 法人・個人の別 ※

法人

個人

地域貢献活動評価申請【36】働き方改革の推進

地域貢献活動評価項目 36番「働き方改革の推進」の事前確認申請

※ 印は必須項目です。必ずご記入ください。
▲ 文字を変換するときに、● 環境依存文字は使用することはできませんので、ご注意ください。
▲ ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。
▲ 60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

申請者の基本情報

[1] 競争入札参加資格者名簿の種類 ※

(2個まで選択可能)

建設工事

物品・サービス

[2] 法人・個人の別 ※

※ ふくおか電子申請サービスは、経営事項審査の予約申込みや建設工事入札参加申請でも使用するので、建設業者は必ずユーザー登録を行ってください。

③入札参加資格審査申請で評価項目名を選択する

入札参加審査申請の電子申請画面で、評価（加点）を受けたい項目名を選択してください。
令和6年度までは確認書や登録証の添付が必要でしたが、令和7年度からは一部の項目を除いて、**地域貢献活動に関する添付書類は不要**です。

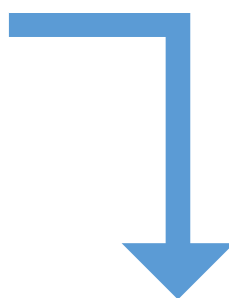
【34】地域貢献活動評価項目

該当するものを選択してください。

(38個まで選択可能)

- 【02】子育て応援
- 【04】70歳以上まで働ける企業
- 【05】雇用拡大
- 【06】保護観察対象者等の雇用
- 【07】防災協定

「〇〇宣言」や「〇〇登録」の登録証の交付を評価要件とする項目では、登録番号を入力していただくものが複数あるので、各制度の登録証等をお手元にご準備の上で入力してください。



【35】【02】子育て応援の登録番号 **必須**

「子育て応援宣言登録証」の右上に記載されている登録番号の数字（最大4桁）を入力してください。

入力例：福岡県第1234号⇒1234

(数字1文字以上4文字まで)

第 号

④評価要件を満たせば加点

入札名簿担当課（建築指導課）が、入札名簿作成時期（年度末頃）に、各評価機関に申請者の地域貢献活動の取組状況を調査します。評価要件を満たしていれば、入札参加資格者名簿に加点されます。

項目別の変更点

新規項目

以下の項目が評価対象として追加されます。評価要件や事前確認の方法等については、一覧表をご覧ください。

42. まごころアートの普及促進

障がいのある人の文化芸術活動を支援する「まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業」において、まごころアートをレンタル又は購入した事業者を評価するもの。

43. 未来こどもチャレンジ応援

子どもたちに様々な体験・交流の機会を提供することを目的とした「未来こどもチャレンジ応援事業者登録制度」に基づき登録された企業等を評価するもの。

44. パートナーシップ構築宣言

サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言企業を評価するもの。

廃止する項目

16. エコアクション 21

審査基準日（直前決算日）において、エコアクション 21 の認証・登録を受けていること。

評価区分の追加

以下の項目については、評価の区分が追加されます。評価要件や事前確認の方法等については、一覧表をご覧ください。

07. 防災協定

福岡県と「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」を締結している団体の会員事業者を評価するもの。

08. 災害時対応

福岡県と締結している「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」に基づき、LP ガスの供給を行った団体の会員事業者を評価するもの。

評価要件の変更

以下の項目では、評価要件や事前確認の方法が変更されました。

36. 働き方改革の推進

評価要件（変更前）	評価要件（変更後）
<p>下記の要件1、2のいずれにも該当すること。</p> <p>【要件1】 審査基準日（直前決算日）において、「働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」としての宣言を福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上で公開していること。 ※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。</p> <p>【要件2】 審査基準日（直前決算日）において、次の（1）～（8）の項目について、いずれか1つ以上を実施していること。 ※（7）、（8）については建設業のみ。 （1）審査基準日（直前決算日）以前1年の間に、福岡県正規雇用促進企業支援センターの働き方改革に資するアドバイザーの派遣を受けていること。 （2）正社員転換（登用）制度を定めていること。 （3）法定休日（1週1日または4週4日以上）を上回る休日を設けていること。 （4）休息時間が9時間以上の勤務間インターバル制度を有していること。 （5）法定義務を上回る休業・休暇・短時間勤務制度や在宅勤務制度、フレックスタイム制度等を有していること。 （6）傷病や育児、介護などにより休職を余儀なくされた従業員の円滑な職場復帰を促進する制度を有していること。 （7）【建設業のみ】36協定により時間外労働の上限を法定の上限時間に設定していること（令和6年3月31日まで） （8）【建設業のみ】「建設キャリアアップシステム」の事業者登録をしていること。</p>	<p>下記の要件1、2のいずれにも該当すること。</p> <p>【要件1】 審査基準日（直前決算日）において、「福岡県働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」としての宣言を登録していること。 ※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。</p> <p>【要件2】 審査基準日（直前決算日）以前2年以内に、次のいずれかの事業を利用したこと。 ①福岡県中小企業雇用環境改善支援センターの訪問相談 ②県が指定するセミナー ※ただし、令和7年度の申請については、令和7年9月30日までに事業を利用したものも認める。 ※指定セミナーは県庁ホームページ「地域貢献活動評価項目（働き方改革の推進）の要件・手続き等」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/201904hatarakikat_akaikaku.html)を参照のこと。</p>

事前確認時に必要な書類（変更前）	事前確認の方法（変更後）
<p>①地域貢献活動評価申請書（確認書）（様式1） ②評価要件確認票（様式2） ③下記の書類 【要件1】 福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上の公開画面の写し ※様式2に宣言の取組期間を記入 【要件2】 ※カッコ内の番号は左記の項目番号と一致しています。対応する番号の書類をご提出ください。 （1）アドバイザー派遣利用書等 ※様式2に利用日時を記入 （2）就業規則等の該当項目の写し （3）就業規則等の該当項目の写し （4）就業規則等の該当項目の写し （5）就業規則等の該当項目の写し （6）就業規則等の該当項目の写し （7）労使間協定等の社内で決めたものの写し （8）事業者登録ID発行通知の写し</p> <p>※郵送希望の場合、返信用封筒（切手を貼り付けた定形郵便のもの）を同封。</p>	<p>ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力し、以下の書類を添付。 （1）「福岡県働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」登録証の写し【要件1】 （2）①訪問相談利用証明書、又は、②セミナー受講証明書【要件2】</p> <p>※添付書類が手元にない場合は添付不要（労働政策課にて登録状況等を確認）。</p>

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
1 障がい者 雇用	障害者雇用促進法に規定する法定雇用障害者数以上の障がいのある人を雇用している企業等を評価するもの。	(1)障害者雇用促進法に規定する障がい者雇用状況の報告義務を有し、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在において、同法に規定する法定雇用障害者数以上の障がいのある人を雇用していること。 または、 (2)障がい者雇用状況の報告義務がなく、かつ、審査基準日(直前決算日)において、1人以上の障がいのある人を雇用していること。		※就業支援課の事前確認及び受付印は不要。入札参加資格審査申請時に、下記の書類を提出 (1)障がい者雇用状況の報告義務がある事業主 「障害者雇用状況報告書」の写し (入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在のもので、主たる事業所(いわゆる本社)の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「事業主控え」の写し ※公共職業安定所の受付印は不要) (2)障がい者雇用状況の報告義務がない事業主 ①雇用している障がいのある人の手帳の写し ②障がいのある人を雇用していることを証する書類 (健康保険被保険者証または賞金台帳及び出勤簿の写し等)	○申請手続きに関すること 建築都市部建築指導課 建設係係 092-643-3719 ○障がい者雇用制度に関すること 福祉労働部労働局 就業支援課障がい者支援係 092-643-3593
2 子育て 応援	仕事と子育ての両立を応援する「子育て応援宣言企業登録制度」に基づき登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において有効な「子育て応援宣言登録証」の交付を受けていること。			福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592
3	「新規学卒者雇用」は平成31年3月31日をもって廃止となりました。				福祉労働部労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585
4 70歳以上 まで働ける 企業	70歳以上まで働ける制度を導入している企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、事業主が次に掲げるいずれかの制度を導入し、就業規則において確認できること。 (1)70歳以上までの定年の引き上げ (2)70歳以上までの継続雇用制度(※) (現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその年後も引き続いて雇用する制度をいう。) (3)定年の定めの廃止 (就業規則制定当初から定年がない場合を含む。) ※労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めることができる。	●電子申請の場合 ○ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk04&shinseiEdaban=01) ●持参もしくは郵送の場合 ○福岡県生涯現役チャレンジセンター 福岡オフィス (〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-1-33はかた近代ビル5階) HP: https://geneki-f.net/ TEL: 092-432-2512 受付時間 月曜～金曜9:30～18:00 (祝日、年末年始を除く)	○電子申請の場合 必須項目を入力して、要件を確認できる就業規則の写しを添付 ○持参もしくは郵送の場合 ①地域貢献活動評価申請書 ②地域貢献活動評価項目(70歳以上まで働ける企業)確認票 ③要件を確認できる就業規則の写し (※継続雇用制度の対象となる基準を定めている場合は、当該基準の内容がわかる労使協定書等も添付してください。)	福祉労働部労働局 就業支援課女性高齢者支援係 092-643-3586 福岡県生涯現役チャレンジセンター 092-432-2512
5 雇用拡大	正規雇用従業員が増加している企業であって、労働環境の改善と人材確保・定着の促進を図る企業を評価するもの。	新たな雇用により、審査基準日(直前決算日)における県内事業所の正規雇用従業員数の合計が、審査基準日の1年前の時点より増加し、かつ、審査基準日(直前決算日)において、「働き方改革実行企業(よかばい)かえる(ばい企業)」としての宣言を福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上で公開していること。 ※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk05&shinseiEdaban=01)	①審査基準日における正規雇用従業員数が確認できる書類 (直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し※役員を除く正規雇用従業員に印をつけたもの) ②審査基準日の1年前時点における正規雇用従業員数が確認できる書類 (審査基準日前年の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し※役員を除く正規雇用従業員に印をつけたもの) ③新たに正規従業員を雇用したことが確認できる書類 (採用通知書及び雇用契約書の写し) ④福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上の公開画面の写し(※様式2に宣言の取組期間を記入)	福祉労働部労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585
6 保護観察 対象者等 の雇用	協力雇用主として、自立更生を支援するため保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、協力雇用主として法務省福岡保護観察所に登録されており、かつ、審査基準日以前1年間に、保護観察中の者(同一者)または更生緊急保護中の者(同一者)を通算3か月以上雇用したこと。 ※ふくおか電子申請サービス対象外	法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 092-761-6799	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②保護観察中の者または更生緊急保護中の者を通算3か月以上雇用したことが確認できる書類 ・雇用契約書または採用通知書 ・賞金台帳の写しまたは出勤簿 ・その他法務省福岡保護観察所が指示する書類 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 092-761-6799 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課支援係 092-643-3388 福祉労働部保護・援護課 生活困窮者自立支援係 092-643-3315

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
7-1 防災協定 (風致災害協定)	風水災害時に県管理の施設や区域が被災した際、速やかな復旧を図ることを目的に福岡県と協定を締結している企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書」を福岡県と締結していること。			農林水産部農山漁村振興課 技術管理係 092-643-3504 県土整備部県土整備企画課 技術調査室契約班 092-643-3522
7-2 防災協定 (災害物資供給)	災害時における物資の供給等について福岡県と協定を締結している企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、防災企画課を窓口として県内全域を対象とする防災協定を締結していること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect) ②持参もしくは郵送の場合 総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②協定書の写し ③その他 (県と協定を締結している業界団体の会員企業の場合は、業界団体の証明書(原本)も必要。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112
7-3 防災協定 (災害廃棄物処理)	大規模災害に伴う災害廃棄物を速やかに処理するため、県との間で防災協定を締結する団体に加盟し、災害廃棄物の処理に協力する当該団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、以下の団体の会員であり、かつ、防災協定に基づく災害廃棄物の処理に協力する者であると当該団体が証明すること。 ・公益社団法人福岡県産業資源循環協会 ・福岡県清掃事業協同組合連合会 ・一般社団法人福岡県解体工事業協会 ・福岡県環境整備事業協同組合連合会	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk07&shinseiEdaban=03)	ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力してください。	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363
7-4 防災協定 (応急仮設住宅)	福岡県と「災害時における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」又は、「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結している団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、以下の団体の会員であり、かつ、左記の防災協定に基づく災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設又は応急修理に協力するものであると当該団体が証明すること。 ・福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である、一般社団法人福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、一般社団法人福岡県木造住宅協会いずれかの団体 ・一般社団法人日本木造住宅産業協会 ・一般社団法人全国木造建設事業協会			建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736
7-5 防災協定 (LPガス供給)	福岡県と「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」を締結している団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、一般社団法人福岡県LPガス協会の会員であり、かつ、防災協定に基づくLPガスの供給に協力するものであると当該団体が証明すること。			商工部工業保安課 産業保安係 092-643-3439
8-1 災害時対応 (風水災害復旧)	福岡県と締結している「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書」に基づき、緊急対策工事を実施した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前3年間に左記協定に基づき、緊急対策工事を実施したこと。			農林水産部農山漁村振興課 技術管理係 092-643-3504 県土整備部県土整備企画課 技術調査室契約班 092-643-3522
8-2 災害時対応 (災害物資供給)	福岡県と締結している災害時における物資の供給等に関する協定に基づき、物資の供給等を実施した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前3年間に左記協定に基づき、支援等を実施したこと。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect) ②持参もしくは郵送の場合 総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記協定に基づく災害時の活動要請書 ③その他 (県と協定を締結している業界団体の会員企業の場合は、業界団体の証明書(原本)も必要。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112
8-3 災害時対応 (災害廃棄物処理)	大規模災害に伴う災害廃棄物を速やかに処理するため、県との間で防災協定を締結する団体に加盟し、災害廃棄物の処理を行った会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、以下の団体の会員であり、かつ、審査基準日以前3年間に左記の防災協定に基づき、災害廃棄物の処理を行った者であることを当該団体が証明すること。 ・公益社団法人福岡県産業資源循環協会 ・福岡県清掃事業協同組合連合会 ・一般社団法人福岡県解体工事業協会 ・福岡県環境整備事業協同組合連合会	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk08&shinseiEdaban=03)	ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力してください。	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
8-4 災害時対応(応急仮設住宅)	福岡県と締結している「災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」又は、「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設、応急修理を実施した、団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、以下の団体の会員であり、かつ、審査基準日以前3年間に左記の防災協定に基づく災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設又は応急修理を行ったものであると当該団体が証明すること。 ・福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である、一般社団法人福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、一般社団法人福岡県木造住宅協会いずれかの団体 ・一般社団法人日本木造住宅産業協会 ・一般社団法人全国木造建設事業協会			建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736
8-5 災害時対応(LPガス供給)	福岡県と締結している「災害時における液化石油ガスの供給に関する協定」に基づき、LPガスの供給を行った団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、一般社団法人福岡県LPガス協会の会員であり、かつ、防災協定に基づくLPガスの供給を行ったものであると当該団体が証明すること。	ふくおか電子申請サービス (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kouho-saigaitaiou-tiikkoukenkatudou.html)	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記協定に基づく災害時の活動要請書 ③左記団体の証明書	商工部工業保安課 産業保安係 092-643-3439
9 消防団協力	事業所が消防団活動に協力することを社会貢献として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進し、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、消防団協力事業所を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、各市町村の消防団事務局より、「消防団協力事業所」の認定を受けている(※)こと。 ※各市町村による消防団協力事業所表示制度に基づく認定は、各市町村の消防団事務局で実施			防災危機管理局 消防防災指導課消防係 092-643-3111
10 口蹄疫等防疫支援	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、牛痘及び牛肺疫が発生した際、速やかな初期防疫対策を図ることを目的に、協定締結の上、緊急支援業務(埋却溝掘削や、殺処分した家畜の運搬・埋却等)協力会社となった事業所を評価するもの。	(1)審査基準日(直前決算日)において、農林事務所長が締結する「口蹄疫等防疫支援に関する地域協定」の「口蹄疫等緊急支援業務協力会社名簿」に記載されていること。 または、 (2)審査基準日(直前決算日)において、家畜保健衛生所長と「口蹄疫等防疫支援に関する協定」を締結していること。			○各農林事務所 ・福岡農林事務所 農業振興課畜産係 092-735-6126 ・朝倉農林事務所 農業振興課畜産係 0946-22-2732 ・八幡農林事務所 農山村・農業振興課 園芸畜産・食の安全係 093-601-8852 ・飯塚農林事務所 農業振興課畜産係 0946-21-4956 ・筑後農林事務所 農業振興課畜産係 0942-52-5106 ・行橋農林事務所 農業振興課 園芸畜産・食の安全係 0930-23-0382 ○各家畜保健衛生所 ・中央家畜保健衛生所 092-633-2920 ・北部家畜保健衛生所 0948-42-0214 ・両筑家畜保健衛生所 0942-30-1037 ・筑後家畜保健衛生所 0942-53-2405 または 農林水産部畜産課 家畜衛生係 092-643-3498
11 飲酒運転撲滅	「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づき「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録をされている企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、飲酒運転撲滅運動を推進するための取組を実施し、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づく「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録を受けていること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=shinsei&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c_hkk11&shinseiEdaban=01)	「ふくおか電子申請サービス」において必要事項を入力してください。	人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係 092-643-3167
12 みんなで防犯応援	地域の犯罪を抑止するための企業による自主的な取組を推進する「みんなで防犯応援隊運動」の趣旨に賛同し、県と協働して「ながら防犯」活動を行う者として登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「みんなで防犯応援隊」の登録を受けており、かつ「みんなで防犯応援隊運動」の取組を実施していること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/703mE6kW)	①ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力してください。	人づくり・県民生活部生活安全課 地域安全推進係 092-643-3124
13 がん対策推進	「福岡県がん対策サポーター事業所」に登録されている事業所を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「福岡県がん対策サポーター事業所」の登録を受けていること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=shinsei&lgCd=400001&shinseiFmtNo=c_hkk13&shinseiEdaban=01) ②持参もしくは郵送の場合 保健医療介護部がん感染症疾病対策課がん対策係 092-643-3317	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②資格審査申請年度の前年度に提出した「がん検診受診状況等報告書(様式2-1)」及び「がんの治療と仕事の両立報告書(様式2-2)」のいずれかまたは両方の写し(参加項目に応じた報告書の提出が必要です) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	保健医療介護部がん感染症疾病対策課 がん対策係 092-643-3317

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
14 建設業 労働災害 防止	建設業の労働災害防止に積極的に取り組む企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、建設業労働災害防止協会に加入していること。			福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587
15 エコ 事業所	省エネルギー・省資源等の地球温暖化対策に取り組む旨を宣言し、「エコ事業所」として登録されている事業者を評価するもの。 ※登録の有効期間は登録した年度の翌年度末まで。以降は、活動内容の報告を行っていることが登録更新の要件となる。	審査基準日(直前決算日)において、エコ事業所の登録を受けていること。 ※審査基準日が登録期間内に含まれていること。			環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356
16 「エコアクション21」は令和7年3月31日をもって廃止となりました。					環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356
17 経営革新	「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が経営向上のために策定する新事業活動に関する計画を策定し、県知事により承認を受けている企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」の承認を受けている(※)こと。 ※審査基準日(直前決算日)が経営革新計画の期間内であること。	商工部新事業支援課 新分野推進係 092-643-3449	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②経営革新計画承認書の写し ③経営革新計画変更承認通知書の写し(※計画を変更している場合) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	商工部スタートアップ推進課 新分野推進係 092-643-3449
18 道路愛護 活動	地域住民や企業等が行う清掃等のボランティア活動を支援する「さわやか道路美化促進事業」の趣旨に賛同し、県と連携して道路美化活動に取り組む企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、活動団体としての認定がなされており、かつ、審査基準日が属する年度(福岡県の会計年度)の前年度の活動実績を有している(※)こと。 ※ただし、審査基準日が属する年度、もしくは、審査基準日が属する年度の前年度に、さわやか道路美化促進事業の認定を受けた企業においては、認定後、審査基準日以前1年以内に1回以上の活動実績を有すること。	①電子申請の場合 (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/nCtxmG19) ②持参もしくは郵送の場合 県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②各県土整備事務所(支所)が発行する「さわやか道路美化促進事業実施団体等認定証」の写し ③「さわやか道路美化促進事業実績報告書」の写し (※1回以上の活動が記載されていること。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	○評価申請に関すること 県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653 ○「さわやか道路美化促進事業」の実施団体としての認定に関すること 各県土整備事務所用地課管理係(支所の場合は庶務課)
19 河川愛護 活動	福岡県が管理している河川において、清掃や除草などの河川愛護活動をおこなう「河川愛護企業」及び河川愛護団体等の活動を支援する「河川愛護活動支援企業」の登録を受けている企業等を評価するもの。	(1) 審査基準日(直前決算日)において、「河川愛護企業」として登録を受け、審査基準日が属する年度(福岡県の会計年度)の前年度の活動に対し各県土整備事務所(支所)が発行する活動実績承認書を有している(※)こと。 または、 (2) 「河川愛護活動支援企業」としての登録を受けていること。 ※ただし、審査基準日が属する年度、もしくは、審査基準日が属する年度の前年度に、河川愛護企業の登録を受けた企業においては、登録後、審査基準日以前6ヶ月以内に1回以上の活動実績を有すること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス(URL) ②持参もしくは郵送の場合 県土整備部河川管理課 管理係 092-643-3666	(1) 河川愛護企業 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②各県土整備事務所が発行する活動実績承認書の写し (評価の要件内の但し書きに該当する企業においては、1回以上の活動が記載されている活動実績報告書の写し) (2) 河川愛護活動支援企業 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	○評価申請に関すること 県土整備部河川管理課 管理係 092-643-3666 ○「河川愛護企業」及び「河川愛護活動支援企業」の登録に関すること 同上、もしくは各県土整備事務所・支所
20 「個人住民税特別徴収」は平成29年3月31日をもって廃止となりました。					総務部税務課 092-643-3049
21 公正な採 用選考	公正な採用選考の実施と事業所内の人権研修の計画・実施等を推進するため、公正採用選考人権啓発推進員を設置し、かつ、公正採用選考に係る研修を受講した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において公正採用選考人権啓発推進員を設置し、かつ、審査基準日(直前決算日)以前2年以内に各公共職業安定所等で実施する公正採用選考に係る研修を受講していること。 ※ふくおか電子申請サービス対象外	○事業所を管轄する福岡県内の公共職業安定所(ハローワーク):公正採用選考人権啓発推進員の担当窓口 ・福岡中央 092-687-4458 ・福岡東 092-672-8633 ・福岡南 092-687-4520 ・福岡西 092-688-9207 ・八幡 093-622-6691 ・小倉 093-941-8749 ・行橋 0930-25-8609 ・大牟田 0944-69-0011 ・久留米 0942-90-0012 ・八女 0943-23-6188 ・朝倉 0946-22-8609 ・飯塚 0948-24-8635 ・直方 0949-58-5014 ・田川 0947-44-8609	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に持参してください。 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。 または ②公正採用選考人権啓発推進員研修受講証明書の写し	○公正採用選考人権啓発推進員制度全般に関すること ・福祉労働部労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585 ○具体的な公正採用選考人権啓発推進員の設置報告・研修及び公正な採用選考に係る地域貢献活動評価確認の手続きに関すること ・左記各公共職業安定所

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号															
22 人権・同和問題啓発研修	県では、人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、県民や企業等を対象に人権・同和問題に関する啓発の推進に努めている。企業における人権・同和問題啓発研修への参加を一層促進し、更なる啓発を推進するため、同研修を受講した企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前1年以内に、以下の人権・同和問題啓発研修を受講したこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>研修担当課</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あつせん事業を活用した研修</td> <td>福祉労働部</td> <td>092-643-3324</td> </tr> <tr> <td>人権啓発指導者セミナー</td> <td>人権・同和对策局調整課管理係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>性的少数者に係る啓発研修・セミナー</td> <td>商工部中小企業振興課金融係</td> <td>092-643-3424</td> </tr> <tr> <td>企業経営者人権啓発セミナー</td> <td>商工部企業立地課立地計画係</td> <td>092-643-3442</td> </tr> </tbody> </table> ※各研修の開催日程については、県庁ホームページ「地域貢献活動評価項目の「人権・同和問題啓発研修」に	研修名	研修担当課	電話番号	同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あつせん事業を活用した研修	福祉労働部	092-643-3324	人権啓発指導者セミナー	人権・同和对策局調整課管理係		性的少数者に係る啓発研修・セミナー	商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424	企業経営者人権啓発セミナー	商工部企業立地課立地計画係	092-643-3442	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk22&shinseiEdaban=01) ②郵送、メールの場合 下記研修担当課・電話番号を参照	①電子申請では、入力する情報以外に別途必要な提出書類はございません。 ②地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	左記各研修担当課 または 福祉労働部人権・同和对策局調整課管理係 092-643-3324
研修名	研修担当課	電話番号																		
同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あつせん事業を活用した研修	福祉労働部	092-643-3324																		
人権啓発指導者セミナー	人権・同和对策局調整課管理係																			
性的少数者に係る啓発研修・セミナー	商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424																		
企業経営者人権啓発セミナー	商工部企業立地課立地計画係	092-643-3442																		
23 24	物品・サービス関係の項目になります。																			
25 建設雇用改善	建設労働者の雇用の安定及び福祉の増進を図るため、雇用改善に積極的に取り組む事業所を評価するもの。	(1)建設雇用改善優良事業所・功績者表彰に係る事業所であること。 ・次の1.又は2.のいずれかに該当している事業所であって、審査基準日(直前決算日)まで継続して雇用改善に取り組んでいること。 1.審査基準日が属する年度を含む5ヶ年度以内に建設雇用改善優良事業所として福岡県知事表彰を受賞した事業所 2.同期間に、建設雇用改善功績者として厚生労働大臣表彰又は国土交通大臣表彰を受賞した者を審査基準日まで継続して雇用している事業所 または、 (2)(1)の事業所に準ずる取組を実施している事業所であること。 ・次の1.及び2.のいずれにも該当する事業所 1.審査基準日において、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第5条第1項に規定する雇用管理責任者を選任しており、その氏名を当該事業所の建設労働者に周知させていること 2.審査基準日以前1年間に、雇用管理責任者に厚生労働省から委託を受けた機関が実施する雇用管理研修を受講させていること又はこれに相当する知識の習得及び向上の取組を行っていること	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk25&shinseiEdaban=01)	(1)1.建設雇用改善優良事業所・表彰状の写し等、表彰したことが確認できる資料 (1)2.功績者表彰に係る事業所・建設雇用改善功績者の雇用が確認できる書類(労働者名簿及び資金台帳の写し等) ※建設雇用改善功績者が会社の代表者や役員である場合は下記資料を提出 ・登記事項証明書の写し (2)(1)の事業所に準ずる取組を実施している事業所 ①建設雇用改善の取組について ・様式を県ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/201403kensetukoyoukaizen.html)からダウンロードし記入すること ②雇用管理研修の受講又はこれに相当する知識の習得及び向上の取組が確認できる書類 ・研修の受講修了証書等	福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587															
26 農林漁業応援	県産農林水産物の消費拡大につながる取組や農山漁村地域で社会貢献活動を実施する「ふくおか農林漁業応援団体」の登録をされている企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「ふくおか農林漁業応援団体」の登録を受けていること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk26&shinseiEdaban=01)		農林水産部食の安全・地産地消課 地産地消推進係 092-643-3575															
27 女性の活躍推進 右記要件いずれかひとつを満たして5点加算(右記全ての要件を満たしても5点の加算となります。)	企業における指導的地位への女性の登用を進めるため、女性の管理職比率あるいは管理職の将来目標を定めて取り組んでいる事業者を評価するもの。 企業における女性の活躍に向けた取組を促進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定・公表・届出をした事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「女性の活躍推進評価書」による確認を受け、評価書の有効期間中にあること。 審査基準日(直前決算日)において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表・届出をし、計画期間中にあるもの。 ※女性活躍推進法で努力義務となっている常時雇用者100人以下の事業者に限る。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk27&shinseiEdaban=01) ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk27&shinseiEdaban=02)	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※あらかじめ「女性の活躍推進評価書」を提出し、確認を受けていること。)	人づくり・県民生活部 女性活躍推進課 092-643-3399															
28 児童養護施設等退所者の雇用	児童養護施設等を退所した者の生活の安定を図るため、退所者を正規従業員として採用している企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前1年間に、福岡県所管の児童相談所の措置により児童養護施設等に入所した者であって、当該施設を退所した者(退所後3年以内の未就職者を含む)を正規従業員として採用し、雇用していること。	福祉労働部こども福祉課 社会的養護支援係 092-643-3547	①地域貢献活動評価申請書(電子申請) ②正規従業員として採用したことが確認できる書類の写し(電子申請時に添付または別途郵送) ・雇用契約書または採用通知書 ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書	福祉労働部こども福祉課 社会的養護支援係 092-643-3547															
29 県産リサイクル応援	県内で製造等された「福岡県県産認定リサイクル製品」(県産リサイクル製品)の利用促進及び県内リサイクル産業の育成を図るため、当該製品を積極的に使用する「県産リサイクル応援事業所」として登録を受けた事業者のうち、一定額以上を使用した事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分:使用」で登録がなされ、かつ、審査基準日が属する年度(福岡県の会計年度)の前年度において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上である(※)こと。 ※審査基準日が属する年度又は審査基準日が属する年度の前年度に登録を受けた場合は、登録後、審査基準日以前1年以内に、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。 なお、「県産リサイクル応援」の登録事業者が複数の登録事業所を有する場合は、各登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額の合計金額が10万円以上であること。			環境部循環型社会推進課 リサイクル係 092-643-3372															

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
30	暴力団から離脱した者の雇用 暴力団員の社会復帰を促進するため、警察又は公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターが就労支援を行った暴力団離脱者を3か月以上継続して雇用している協賛企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター(暴追センター)に協賛企業として登録されており、かつ、審査基準日より1年間に、福岡県警察又は暴追センターが就労の支援を行った暴力団離脱者(同一者)を通算3か月以上雇用したこと。 ※ふくおか電子申請サービス対象外	福岡県警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141(内線4574)	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②暴力団から離脱した者を雇用したことが確認できる書類の写し ・雇用契約書又は採用通知書 ・資金台帳又は出勤簿 ・その他福岡県警察本部組織犯罪対策課が指示する書類 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	福岡県警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141(内線4574)
31	不当要求防止責任者講習の受講 暴力団員による不当要求行為の被害防止を図るため、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターの実施する不当要求防止責任者講習を受講した事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前4年間に、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講したこと。 ※ふくおか電子申請サービス対象外		※福岡県警察本部の事前確認及び受付印は不要。入札参加資格審査申請時に下記の書類を提出 ・受講修了書の写し	○不当要求防止責任者講習制度に関すること 福岡県警察本部 組織犯罪対策課 社会復帰対策係 092-641-4141(内線4576)
32	被災者雇用 被災者の就業を促進するため、被災者を雇用した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前3年間に、福岡県内で発生した激甚災害による被災者を通算3か月以上新たに雇出したこと(※)。 ※被災事業者との下請負契約を含む。 ※激甚災害については、以下の災害とする。 ①平成29年九州北部豪雨 ②平成30年7月5日からの大雨 ③令和2年7月豪雨 ④令和3年8月11日からの大雨 ⑤令和5年梅雨前線豪雨等	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect) ②持参もしくは郵送の場合 総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②市町村が発行するり災証明書又は被災証明書の写し ③被災者の雇用が確認できる書類の写し ・雇用契約書又は採用通知書 ・資金台帳又は出勤簿 ④その他防災企画課が指示する書類 り災証明書に、雇用した被災者の名前の記載がない場合は、被災時に世帯であったことが確認できる書類(住民票の除票など)の提出をお願いすることがあります。 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112
33	出会い・結婚応援 「出会い応援団体」として登録され、独身者の出会い・結婚を応援する企業・団体を評価するもの。	下記の要件1、2のいずれにも該当すること。 【要件1】 審査基準日(直前決算日)において有効な「出会い応援団体登録証」の交付を受けていること。 【要件2】 資格審査申請日より1年以内に実施した、団体としての活動を報告すること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk33&shinseiEdaban=01)	ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力し、以下の書類を添付。 (1)「出会い応援団体」登録証の写し【要件1】	福祉労働部こども未来課 こども企画係 092-643-3013
34	健康づくりの推進 健康づくりの取組を推進する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」制度に基づき登録された団体・事業所を評価するもの。	(1)申請の前年度までに「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録が完了していること。 (2)建設工事の場合、経営事項審査の審査基準日より前に「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録が完了していること。 (3)「福岡県働く世代ががんから守るがん対策サポート事業」の登録事業所の場合、申請の前年度までに「がん検診の受診率向上に関すること」以外の分野の宣言を行っていること。	●電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk34&shinseiEdaban=01)から申請してください。 ●書面申請の場合(郵送・持参) 保健医療介護部 健康増進課健康づくり第一係 TEL:092-643-3269	●電子申請の場合 必須項目に入力のうえ、下記の書類を添付。 ①「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録証の写し ②「取組実績報告書(申請の前年度分)」の写し ●書面申請の場合 ①地域貢献活動評価申請書 ②「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録証の写し ③「取組実績報告書(申請の前年度分)」の写し	保健医療介護部健康増進課 健康づくり第一係 092-643-3269
35	介護応援 仕事と介護の両立を応援する「介護応援宣言企業登録制度」に基づき登録された企業・事業所を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において有効な「介護応援宣言登録証」の交付を受けていること。			福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592
36	働き方改革の推進 働き方改革の促進を通じて、労働環境の改善と人材確保・定着の促進を図る企業を評価するもの。	下記の要件1、2のいずれにも該当すること。 【要件1】 審査基準日(直前決算日)において、「福岡県働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」としての宣言を登録していること。 ※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。 【要件2】 審査基準日(直前決算日)以前2年以内に、次のいずれかの事業を利用したこと。 ①福岡県中小企業雇用環境改善支援センターの訪問相談 ②県が指定するセミナー ※ただし、令和7年度の申請については、令和7年9月30日までに事業を利用したものも認める。 ※指定セミナーは県庁ホームページ「地域貢献活動評価項目(働き方改革の推進)の要件・手続き等」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/201904hatarakikatakaikaku.html)を参照のこと。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk36&shinseiEdaban=01)	ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力し、以下の書類を添付。 (1)「福岡県働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」登録証の写し【要件1】 (2)①訪問相談利用証明書、又は、②セミナー受講証明書【要件2】 ※添付書類が手元がない場合は添付不要(労働政策課にて登録状況等を確認)。	福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592
37	プラスチックごみ削減協力 プラスチックごみの削減に取り組む「ふくおかプラスチック削減協力店」として登録されている事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「ふくおかプラスチック削減協力店」として登録がなされていること。			環境部循環型社会推進課 企画係 092-643-3371

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号								
38 アスリート 雇用	福岡県内に事業所を置き、競技活動と仕事の両立を希望するアスリートや引退後のアスリートの雇用を検討・実施している企業として「ふくおかアスリートキャリア応援企業」に登録された企業を評価するもの。	次の(1)に該当し、かつ(2)、(3)のいずれかに該当する場合、地域貢献活動評価確認書を発行する。 (1)審査基準日(直前決算日)において有効な「ふくおかアスリートキャリア応援企業」である登録証の交付を受けていること。 (2)積極的にアスリート採用活動を行っていることが確認できること。 (3)県又は公益財団法人福岡県スポーツ推進基金が主催するアスリートのキャリア形成に関するセミナーに参加していることが確認できること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.har?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk38&shinseiEdaban=01) ②持参もしくは郵送の場合 福岡県人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課 アスリート支援係 092-643-3991	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②「ふくおかアスリートキャリア応援企業」として交付されている登録証の写し ③積極的にアスリート採用活動を行っていることが確認できる任意の書類 ④県又は公益財団法人福岡県スポーツ推進基金が主催するアスリートの就職支援に関するセミナーに参加していることが確認できる任意の書類 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定型郵便のもの)を同封。	福岡県人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課 アスリート支援係 092-643-3991								
39 事業継続 力強化	事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けている企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)が、「中小企業強靱化法」に基づき経済産業大臣から認定を受けている「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の期間内もしくは認定前であること。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=KKRmYahf) ※電子申請ができない場合は、右記問合せ先までご相談ください。	①事業継続力強化計画認定書の写し、又は連携事業継続力強化計画認定書の写し ②①の認定を受けた際の申請書類一式	商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425								
40 ワンヘル スの推進	ワンヘルスの理念に賛同の上、ワンヘルスの活動に取り組み、そのワンヘルスの活動について対外的な情報発信に努めることを宣言する「ワンヘルス宣言事業者登録制度」に基づき登録された事業者・団体を評価するもの。	地域貢献活動評価申請書提出日の前年度までに、「ワンヘルス宣言事業者登録」制度登録証の交付を受けており、審査基準日(直前決算日)において有効であること。 ※ただし、エコ事業所・ふくおか農林漁業応援団体・プラごみ削減協力店の登録を受けている事業者・団体は、下記要件を満たすこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録している制度</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコ事業所</td> <td>地球温暖化対策以外の活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>ふくおか農林漁業応援団体</td> <td>農林水産業の応援に関する取組以外の活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>ふくおかプラごみ削減協力店</td> <td>プラスチックごみ削減以外の活動を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	登録している制度	要件	エコ事業所	地球温暖化対策以外の活動を実施する。	ふくおか農林漁業応援団体	農林水産業の応援に関する取組以外の活動を実施する。	ふくおかプラごみ削減協力店	プラスチックごみ削減以外の活動を実施する。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.har?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk40&shinseiEdaban=01) ※電子申請ができない場合は、右記問合せ先までご相談ください。	①ワンヘルス宣言事業者登録証の写し ②資格審査申請年度に提出した(前年度の実績を記載した)「活動実績報告書」の写し	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課 092-643-3622
登録している制度	要件												
エコ事業所	地球温暖化対策以外の活動を実施する。												
ふくおか農林漁業応援団体	農林水産業の応援に関する取組以外の活動を実施する。												
ふくおかプラごみ削減協力店	プラスチックごみ削減以外の活動を実施する。												
41 SDGsの 推進	福岡県内でSDGsへの取組を行い「福岡県SDGs登録制度」に登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において有効な「福岡県SDGs登録制度」登録証の交付を受けていること。			企画・地域振興部 総合政策課政策推進班 092-643-3213								
42 まごころ アートの普 及促進	障がいのある人の文化芸術活動を支援する「まごころアートFUKUOKA GALLERY事業」において、まごころアートをレンタル又は購入した事業者を評価するもの。	入札参加資格審査申請日より前1年間において、「まごころアートFUKUOKA GALLERY事業(旧:障がい者アートレンタル事業)」における作品レプリカ又は作品画像データのレンタル・購入金額が合計5万円以上(税込)であること。 ※入札参加資格審査申請日より前1年間に、料金支払日(振込日)が属するレンタル・購入契約が対象。 ※レンタル・購入金額には、郵送料や振込手数料、展示什器の購入費用、作品画像データを活用した製品の制作費用等は含まない。 ※申請事業者が、レンタル・購入実績のある複数の事業所を有する場合は、各事業所におけるレンタル・購入金額の合計が5万円以上であること。			人づくり・県民生活部 文化振興課 文化第二係 092-643-3383								
43 未来子ども チャレンジ 応援	子どもたちに様々な体験・交流の機会を提供することを目的とした「未来子どもチャレンジ応援事業者登録制度」に基づき登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「未来子どもチャレンジ応援事業者」の登録を受けており、かつ前年度の活動実績(登録初年度については、登録前年度の活動実績として認める)が1件以上あるもの。 <table border="1"> <tr> <td>直前決算日の要件緩和について</td> </tr> <tr> <td>※ただし、令和8年度の申請については、審査基準日(直前決算日)と登録のタイミングによって要件を満たさない期間が生じるため、令和7年9月30日までに要件を満たしたのもも認めることとする。</td> </tr> </table>	直前決算日の要件緩和について	※ただし、令和8年度の申請については、審査基準日(直前決算日)と登録のタイミングによって要件を満たさない期間が生じるため、令和7年9月30日までに要件を満たしたのもも認めることとする。	ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/Js34glx)	ふくおか電子申請サービスにおいて必要事項を入力し、以下の書類を添付。 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②未来子どもチャレンジ応援事業者登録通知書の写し ③資格審査申請年度に提出した(前年度の実績を記載した)「活動実績報告書」の写し	人づくり・県民生活部 青少年育成課 育成第一係 092-643-3615						
直前決算日の要件緩和について													
※ただし、令和8年度の申請については、審査基準日(直前決算日)と登録のタイミングによって要件を満たさない期間が生じるため、令和7年9月30日までに要件を満たしたのもも認めることとする。													
44 パートナ シップ構築 宣言	サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトに登録していること。	①電子申請の場合 ふくおか電子申請サービス (https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.har?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=chkk44&shinseiEdaban=01) ②郵送の場合 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425	【電子申請の場合】 ①宣言書の写し 【郵送の場合】 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②宣言書の写し ③返信用封筒(切手を貼り付けた定型郵便のもの)を同封	商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425								